

## 論文の内容の要旨

論文題目： **Essays on Preferential Trade Agreements and Multilateral Trade Liberalization**

(邦題： 特恵的貿易協定と多角的貿易自由化に関する研究)

氏 名： 椋 寛

1990年代以降、特定の国家間で差別的に貿易を自由化する特恵的貿易協定（PTA）の締結が顕著に増加している。近年の PTA は無差別原則を掲げる GATT・WTO における多国間貿易交渉の進展および停滞を背景としている点が特徴であり、PTA が内外に与える経済効果のみならず、PTA の活発化を前提に多国間の貿易自由化を如何に推進させるべきかというテーマが重要な研究課題および政策課題となっている。

第1章で概観しているように、PTA に関する経済分析は比較的過去から行われてきたが、世界経済を取り巻く様々な環境の変化や不完全競争市場に関する理論的な発展を受け、新たな研究成果が数多く提供され続けている。本論文では、多角的な貿易自由化との関係に注視しつつ、3国間の国際貿易モデルを通じて PTA の経済効果について新たな知見を得ることを目的としている。論文では伝統的に行われてきた域外共通関税を設定する「関税同盟(Customs Union, CU)」の分析に留まらず、域内国が域外国に独自に関税を設定する「自由貿易地域 (Free Trade Area, FTA)」についての分析が多くなされている。

論文の前半は、PTA の静態的な効果に焦点を当てている。Viner (1950) に端を発する旧来の研究においては、PTA の静態的効果としては貿易障壁の撤廃による直接的効果、すなわち貿易コストの減少とそれによる交易条件の変化のみを考えていた。しかし、特に各国の市場が不完全競争の状態にある場合、PTA の締結による貿易障壁の撤廃は独占ないし寡占企業が直面する競争環境や市場構造に様々な変化をもたらす可能性がある。「市場統合効果」はその代表例であり、貿易障壁の撤廃により域内市場で価格裁定活動が活発になった結果、不完全競争企業の価格差別行動に制約が課される状況を想定したものである。実際、PTA の締結国間で同一品目の内外価格差が縮小していることが既存のいくつかの実証研究により指摘されている。本論文の最初の二つの章（第2章および第3章）は、PTA の域内国が設定する対外政策の水準やその効果が域内市場統合の導入によりいかなる影響を受けるかを論じたものである。

第2章 "Optimal External-Tariffs of an FTA with Internal Market Integration" では、国際寡占モデルにより域内市場統合が FTA 域内国の設定する域外関税の水準及び各国の厚生に与える影響を論じている。市場が常に分断している状況を仮定した場合、各々の域内国の域外関税には戦略的な関係は生じないため、FTA 締結に伴う関税の貿易制限効果の低下のみが最適な関税率を変化させる重要な要因となる。結果として、FTA 域内国の最適域外関税は FTA 締結前の水準よりも大幅に低いものとなり、域内国と域外国の双方が FTA 締結により利益を受けることとなる。しかし、FTA 締結に域内の市場統合効果が付随する場合、域内国の域外関税に戦略的補完関係が生じ、域外関税引き上げ競争が誘発される。その結果、均衡での域外関税は比較的高水準なものとなり、域外国は FTA 締結により損失を被るケースが生じる。一方、域内国は非協力的な関税引き上げ競争の結果、市場分断時よりも経済厚生が改善する。他の域内国の関税引き上げには自国の輸出を増加させるというプラス面があるため、非協力的な関税引き上げ競争がその外部的なプラス効果を内部化するという逆説的な効果を持つからである。すなわち、域内の市場統合は域外国の犠牲の下に FTA 域内国に利益をもたらす側面があるのである。共通域外関税を設定する CU においては、このようなレントシフト効果は生じない。

第3章 "Economic Integration and Rules of Origin under International Oligopoly" は第2章と同様に国際寡占下の市場統合効果に着目しつつ、FTA 域内国が域外国の迂回輸出行動を防止するために設定する「原産地規則 (Rules of Origin, ROO)」の経済効果に視点を移している。FTA 内では域内で生産された財の市場は統合されるが、原産地規則により域外で生産された財については域内国間での貿易であっても関税が課されるため、その市場は分断される。この「原産地規則の市場分断効果」の存在は原産地規則の経済効果を複雑にする。すなわち、一方で原産地規則は高関税の迂回防止を通じて域外国企業の利潤を下げる要因となるが、他方で原産地規則は同企業に価格差別を行う機会を間接的に提供し、利潤を上げる要因にもなる。また域外企業の価格設定行動の変化は、単一価格をつける域内企業の利潤にも影響を与える。その結果、原産地規則の設定が (1) 域内・域外両企業の利潤を同時に上げる、(2) 域内・域外両企業の利潤を同時に下げる、(3) 域内企業の利潤を下げつつ域外企業の利潤を上げる、といった興味深いケースが見出されている。同様に、原産地規則の厚生効果も曖昧である。これらの結果は、原産地規則の効果として迂回防止や中間財市場に与える歪みのみに注目していた一連の研究に一石を投じるものである。

上記の二つの章が PTA の締結を外生的に扱った静態的な分析であるのに対して、後半の二つの章(第 4 章および第 5 章)は時間を通じた PTA の内生的な形成に着目している。分析の重要なテーマは、PTA の締結が将来の多国間の貿易自由化を促進するのがあるいは阻害するのかという、いわゆる動学的時間経路の問題 (Dynamic Time-Path Problem) である。また、以下の二章はいずれも国内生産者の政治献金活動が政府の貿易協定締結の決定に影響を与える状況を想定しており、貿易政策の決定と国内の政治圧力の関係に対しても一定の示唆を与えている。

第 4 章 "Multilateralism and Hub-and-Spoke Bilateralism" では、国際寡占モデルを用いて無限期間の逐次的貿易交渉ゲームを定式化することにより、FTA の重複締結を通じたハブ&スポーク型貿易協定が発生する原因とその帰結を論じている。域外共通関税の設定が必要な CU と異なり、FTA においては域内各国が域外国と独自に新たな FTA を結ぶことにより、貿易協定の「ハブ国」になることが可能である。さらに、「スポーク国」となった国は自由貿易体制下よりも相対的に不利な立場に追いやられた結果、スポーク国間で独立に FTA を結ぶ誘因がある。すなわち、多数の二国間協定を通じたハブ&スポーク型の貿易協定の拡大は、世界大の自由貿易を達成する効果的な手段となり得るのである。分析の結果、すべての域内国にとって重複協定を結ばないことが通時的な経済厚生を上げる場合であっても、各国には域外国やスポーク国に追いやられる事を避けたいという「消極的な重複協定締結の誘因」が存在するため、非協力的な FTA の締結競争により多国間の自由貿易が均衡結果の一つとして常に達成されることが示された。また、将来に対する時間割引が大きい場合には、初期の FTA 域内国の一部に短期的にハブ国になり特恵的な輸出利益を多く獲得したいという「積極的な重複協定締結の誘因」が生じるため、多国間の自由貿易が唯一の均衡結果として達成されることも示された。すなわち、FTA では CU よりも重複協定による自由貿易の拡大ができる分、言い換えれば域内国間に重複協定締結に関する戦略的な関係が存在する故に、結果として多国間の自由貿易が達成しやすくなるのである。

分析ではさらに Grossman and Helpman (1995) 型の内生的な政治献金モデルを導入し、寡占企業のロビー活動の影響を検証した。CU に見られる新規参入による協定拡大の場合にはロビー活動は常に自由貿易の達成を阻害するが、重複 FTA の拡大の場合には寡占企業がハブ&スポーク型の協定締結を支持するロビー活動を行う可能性があるため、ロビー活動が自由貿易の達成を促進する場合も生じる。特に、政府が政治献金をより重視しかつ初期関税率が低く留まっている状況において、ロビー活動が自由貿易を推進する可能性が高いことが示された。

第5章 "Alternative Paths to Free Trade under Endogenous Political Pressures" では、多国間貿易協定による無差別な貿易自由化の経路 (MTA-path) を明示的に分析することにより、特惠的貿易協定を通じた段階的な貿易自由化経路 (PTA-path) の優位性について検証を行っている。政府の協定締結の決定が輸入産業のロビー活動の影響を受けるとともに、各国のロビー団体の形成が内生的に扱われている点が特徴である。分析の結果、MTA-path においてはロビー活動の利益が大きいため政治的な圧力により自由貿易が達成されないが、PTA-path においてはロビー活動のコストがその利益を上回るために自由貿易が達成されるケースが生じる。MTA-path と比較して PTA-path は貿易自由化に時間を要し、かつ域外国となる国の輸出産業に短期的に大きな厚生損失を与えるというマイナス面があるが、それが故に国内の政治圧力が弱まる可能性があるのである。ただし、逆に MTA-path のみが自由貿易を達成するケースもあり、PTA-path の存在が貿易自由化の阻害要因となる可能性もある点に留意が必要である。

分析ではさらに、MTA-path の自由化が漸進的なものであっても PTA-path の優位性が保たれること、また政府が二つの径路を選択できる場合でも、ロビー活動に伴う(献金により補償されない)厚生損失を回避するために PTA-path による多国間の自由貿易の達成が選択され得る事が示されている。